

## 令和3年度 第1回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和3年7月21日（水）

13時00分～15時00分

場所：福岡県庁3階 講堂

### （環境政策課：牧草企画広報監）

ただ今から令和3年度第1回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

私は、環境政策課企画広報監の牧草と申します。本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日は、この審議会の後に、この会場におきまして、環境総合ビジョンのための専門委員会を開催する予定です。その専門委員会のための設営を勝手ながら中央にさせていただいておりますので、御了承ください。

ここで当審議会の委員を長く務めていただきました福岡県議会議員田中久也先生が昨年12月にお亡くなりになりました。ここで1分間の黙祷をしたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、皆様御起立をお願いいたします。

（黙とう）

お直りください。御着席下さい。御協力ありがとうございました。それでは、議事に入ります前に、環境部長の小磯より御挨拶申し上げます。

### （環境部：小磯部長）

県の環境部長しております小磯と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中、当環境審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また平素から本県の環境行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、ちょうど梅雨が明けたところでございますが、近年豪雨災害が日本をはじめとするアジア各地で頻発しており、地球温暖化の影響と思われる異常気象が世界各地で見られるところでございます。

このような状況に対応するため、昨年の10月、国においては菅首相が所信表明演説におきまして、2050年温室効果ガス実質ゼロ、カーボンニュートラルを宣言され、そして本年4月には気候サミットにおきまして日本は、2030年の温室効果ガスの削減目標を2013年度に比べて、46%削減するという目標を掲げられました。そして、これを受けまして5月には、地球温暖化対策推進法という法律におきまして、2050年カーボンニュートラルが基本理念として、記載されたところでございます。国の地球温暖化対策計画、そしてエネルギー基本計画とい

った基本となる計画が、その改定作業を進めているところでございます。

本県におきましても、昨年度の第3回審議会、これは書面開催ということになりましたが、その審議会におきまして、本県の地球温暖化対策実行計画の改定につきまして、諮問をさせていただいております。

この実行計画におきまして、国の方針を踏まえながら、新たな温室効果ガスの削減目標や具体的な取組を提示していきたいと考えております。

また、この地球温暖化対策を含めました、本県の環境行政全般についての基本計画となります環境総合ビジョンにつきましても、ただいま専門委員会で御審議をいただいているところでございます。いずれも今年度中の策定に向けまして、進めているところでございます。

審議会の皆様におかれましては、御答申をいただきますよう、改めてお願いいたすところでございます。

本日の審議会は、お手元御案内のとおり諮問事項2件、部会決議報告6件、その他の報告3件でございます。いずれも本県の環境行政におけます重要な事項でございますので御審議のほどよろしくお願いいたします。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

事務局のほうから委員の皆様の出席状況について御報告申し上げます。

本日は、会長及び委員36名中25名、半数以上の御出席をいただいております。

したがいまして、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告申し上げます。前回の審議会以降、8名の委員が交代されています。

新たに御就任いただきましたのは、

- |                    |        |    |
|--------------------|--------|----|
| ・ J A福岡県女性協議会副会長   | 縄田 緑   | 委員 |
| ・ 九州地方整備局企画部長      | 森下 博之  | 委員 |
| ・ 第七管区海上保安本部警備救難部長 | 春藤 光   | 委員 |
| ・ 福岡県議会議員          | 吉田 健一朗 | 委員 |
| ・ 福岡県議会議員          | 井上 正文  | 委員 |
| ・ 福岡県議会議員          | 井上 博隆  | 委員 |
| ・ 福岡県議会議員          | 原竹 岩海  | 委員 |
| ・ 福岡県議会議員          | 田中 大士  | 委員 |

以上で、新たな委員の御紹介を終わります。

なお、本日、野村委員、森下委員につきましては、代理にて、九州農政局生産部生産技術環境課課長補佐平山様、九州地方整備局企画部環境調整官鈴木様に御出席いただいております。

続きまして、本日出席いたしております福岡県環境部及び関係課職員の紹介をさせていただきます。

まず、先ほど御挨拶をいたしました環境部 部長の小磯でございます。

(環境部：小磯部長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

環境部 次長の迎田でございます。

(環境部：迎田次長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

環境政策課長の城石でございます。

(環境政策課：城石課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

環境保全課長の高橋でございます。

(環境保全課：高橋課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

循環型社会推進課長の鐘ヶ江でございます。

(循環型社会推進課：鐘ヶ江課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

廃棄物対策課長の前原でございます。

(廃棄物対策課：前原課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

監視指導課長の吉川でございます。

(監視指導課：吉川課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

自然環境課長の新でございます

(自然環境課：新課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

農林水産部農山漁村振興課長の池田でございます。

(農山漁村振興課：池田課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

最後に、農林水産部食の安全・地産地消課の浦でございます。

(食の安全・地産地消課：浦課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。お手元の配付資料及び事前に、郵送でお送りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりです。

なお、資料11におきまして、すでにお配りしております資料に、一部修正がございます。お詫び申し上げますとともに、修正した資料11の2ページになりますが、これは別に配布しておりますので御確認をお願いいたします。

資料の不足等ございましたら、挙手により、事務局までお知らせください。会議につきましては、福岡県環境審議会条例第5条第1項により会長が議長となることが規定をされております。これからの議事の進行につきましては、浅野会長にお願いをいたします。先生よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、会議を始めたいと思います。先ほど部長の御挨拶がありましたように2回ばか

り書面開催というイレギュラーな方法でやらざるをえませんで、皆さんとお会いできるのは本当に久しぶりではございますが、この間の、環境の行政の領域での変化も随分激しいものがございまして、先ほど部長の御挨拶にありましたように気候変動に関しては、今大きな動きがございます。

国会では地球温暖化対策推進法が改正されただけではございません。そのほかにもいくつかの重要な法律改正が行われています。環境省に関連するものとしては、自然公園法が改正されまして、これまで以上に公園としての利用に関しての制度的な仕組みを整えていこうということのほか、熊などに餌をやった人を処罰するぞという条項が入りました。餌付けによって、野生動物がいろいろと問題を起こすということを防ごうという、熊などに餌をやるなというような法律条文が入ったという、そういう改正が行われております。

それから瀬戸内海環境保全特別措置法がございまして、水質汚濁防止のために特別の規制を加えてきたのですが、ちょっとその規制による汚染防止というのが、行き過ぎたと言えれば問題ですけども、あまりにも綺麗になりすぎると、今度は栄養分の不足で魚が捕れなくなってしまうという問題が逆に起こってしまったので、法律を改正して、栄養源管理制度という考え方を取り入れ、ある程度生き物、魚介類などの生存への必要性も考えたコントロールをしなければいけないということで少し軌道修正のために法が改正されました。

さらに福岡市はすでに港湾局が始めているのですが、海の中にアマモなどがちゃんと生えているということが、生き物のためだけじゃなくて、温室効果ガスの吸収という点でも非常に効果がありますので人工的に藻場が増やされたような場所も、これも保全地区に指定することができるようにしようという事で、ブルーカーボンの機能をもっと活用できるようにしようではないかと、こういうことを考えた改正もこの瀬戸内法で行われました。

それから、これは報道されているので、皆さんご存じだと思いますけども、海の中にプラスチックのかけらがいっぱい出ていて、問題だということに端を発して、プラスチック問題が大きな問題になった訳ですが、これについてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律ができて、製造事業者に対しプラスチック製品の利用についてもっと合理的にしたいということを指針で定めて守っていただくこととか、市町村がごみの回収をする時に製品プラ・容器プラと、今はバラバラに集めているのですが、これを一括して扱うようにということなどを定めた法律ができましたので、これに対応することも本県の環境行政がこれから考えなくてはならないテーマではないかと思われま。

このほか、議員提案ということで国会議員さんたちの提案でできたものが3つほどありまして、水循環基本法というあまり知られてない法律ですが、大事な法律があります。この水循環基本法の中に、地下水を守るための水循環行政もしっかりやれという条項が新たに加わりました。これも県の環境行政の中でしっかり考えなければならぬことだろうと思いますし、それからもう一つ有明海と八代海を再生させるための特別措置法というのが、前からあるのですが、これが改正されまして、国の財政的な支援をより強化するということが決まりました。

さらにもう一つ、アスベストを、建物解体の時に吸ってしまって、そのために病気になれる方がどんどん出てきている。特に建設労働者の方々の被害が大変多いですけども、最高裁判所がこれは国の責任であるという判決を出したものですから、そこでこれらの方々については今後、裁判を起さなくても、国が保証しましょうということでそのための法律ができております。

この法律の重要な点は、雇われている人が主にこれまでは救済対象だったけれど、雇われてはいない自分自身が経営者だけ、全然他に従業員がいない一人親方みたいな方は、雇い主の立場にあるので、救済対象から落ちていた。しかし、最高裁判所がそれはおかしいと言ったものですから、この新しい法律では、必ずしも従業員にこだわることはなくて、救済をするということは決まっていますので、今後、またアスベスト被害の救済についても新たな動きが出てくるのではないかなと、このようなことがあるわけです。

最初に部長が御挨拶でお触れになりました、温暖化対策法改正の中で特に注目しておかなくてはいけないのは、県が作る温暖化対策のための実行計画にちゃんと目標を決めなさいということを法律で定められたことです。これは福岡県の場合は、元々そういうことをちゃんと考えていますので、今更慌てることもないですけども、そういうことが入った点とか、あるいは、ここは太陽光発電や風力発電のために、積極的に利用した方がいいであろうという場所をしっかりと市町村で決めて、それを市町村の実行計画に書き込んだ場合は、その区域で行なわれる事業に関しては、関係するさまざまな法律の手続きを簡素化しようということが新たに定められました。

これについては、福岡県、果たしてそういうのに該当するところがあるかどうか、若干気になる点がありますが、北九州はすでに洋上風力で取り組み始めておられますので、この点についても今後また皆様方の御意見、聞かなくてはいけないことが出て来るかもしれません。

さらに、この温対法には、それぞれの事業者の方が自分のところからどのくらい温室効果ガスを出しているか、毎年報告をしなくてはならないという制度が前からあるのですが、これを今度からは全部電子媒体で報告を出すことになりました。紙に書かなくてもいいので楽になりますし、その報告結果についてはすぐ整理ができるものですから公開についても、これまでは情報公開請求しないと、見せてもらえなかったですけども、それはなくても、全部自動的にと言うのでしょうか、報告があつて一定期間後には、どこの事業者がどれだけ出しているか全部誰でも見るようになるという法改正が行われますので、努力をしていない事業者が誰であろうとすぐ分かるという仕組みに今後はなっています。

いろんな点で大きな動きがございますので、これを注意深く見ながら私どもの審議会として依頼された仕事を進めなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日は諮問事項が2つでございますので、まずこの諮問事項について、ちょっと性格が違うものではあります、同じ担当からでございますので、一括して、説明いただけますでしょうか。「白島鳥獣保護区特別保護地区の指定」と「保護回復事業計画の策定に

ついて」と両方同時に説明をお願いいたします。

(自然環境課：新課長)

自然環境課の新でございます。座って説明をさせていただきます。

まず、白島鳥獣保護区特別保護地区の指定について御説明いたします。資料は資料1でございます。表紙の次のページをお捲りいただくと諮問書でございます。諮問書を御覧ください。

本件につきましては、2の「諮問理由」に記載しておりますとおり、鳥獣保護管理法第29条第1項に基づきまして、現在、鳥獣保護区特別保護地区に指定しております「白島」地区につきまして、本年11月14日をもって指定期間が満了することでございます。そのことから再度指定を行うため、本会の御意見をお伺いするものでございます。

指定の内容につきまして、資料の1ページにより御説明いたします。

1ページお捲り下さい。

四角で囲んでおります「沿革」にありますとおり、当該地区は、昭和56年に、男島の一部区域を除いた海面を含む区域につきまして、県指定特別保護地区として指定されたところでございます。平成3年に同一の区域で再指定を行った後、平成13年には、除外されておりました男島の一部の区域を編入したうえで再指定を行いまして、その後、平成23年の再指定を経て現在に至っております。所在につきましては、資料の5ページに地図を載せております。白島、北九州市若松区脇田の沖合へ8kmに位置しております。

6ページでございます、男島・女島・ハンドー島・桂岩から構成されているところでございます。白島の全島及び周辺の海域の一部を白島鳥獣保護区及び特別保護地区として指定しておりますが、男島に隣接いたします、白島国家石油備蓄基地の用地は含まれておりません。

1ページにお戻りください。

島内には、1の(4)のとおり様々な野生鳥類の生息が確認されております。2ページにその鳥類を列記しております。また、2ページの(6)の「指定の理由」にありますように、島内では、オオミズナギドリ等の集団繁殖のほか、福岡県レッドデータブック2011で絶滅危惧Ⅱ類に指定されておりますカラスバト、これは天然記念物でございますけれども、ハヤブサや、ミサゴ等の繁殖が確認されておるところでございます。そのほか、海上部分は白島周辺で確認されている絶滅危惧ⅠA類のカムリウミスズメ等の採餌場所になっております。

以上のとおり、当該区域は、希少種を含む鳥類の繁殖、生息に重要な地域でございますので、今後も引き続き特別保護地区に指定しまして、鳥類及びその繁殖地の保護を図ってまいりたいと考えております。

なお、指定の期間につきましては、(2)のとおり、令和13年11月14日までの10年間としております。

3ページでございます。2及び3に記載しておりますとおり、本案につきましては、諮問に先立ち、県民に対する公告・縦覧を行うとともに、北九州市及び関係漁協等の利害関係人に対する意見照会を行っておりますが、意見書等の提出、異議の申立て等はございませんでした。

なお、4 ページでは特別保護地区等に関する制度や規制の内容等を、記載しております。また、7 ページ以降では白島の現況写真等を参考にお示ししております。資料1 についての説明は、以上でございます。

続きまして、「保護回復事業計画の策定について」御説明いたします。

資料2 でございます。1 枚お捲りいただきますと諮問書でございます。諮問の理由でございます。この保護回復事業計画は、今年5月1日に施行しました「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」の規定によりまして、指定希少野生動植物種の保護を図る保護回復事業の適正かつ効果的な事業に資するため、知事が定めるとされているものでございます。

1 枚お捲りください。この保護回復事業計画でございますけれども、指定種というのは、20種指定させていただいてるところでございますが、この保護回復事業計画は、今年度、そこに書いてありますとおりキビトリシズカ、ムラサキ、コバンムシ、この3種の保護回復事業計画を策定するために、諮問を行うものでございます。

1の保護回復事業ですが、キビトリシズカとムラサキ、コバンムシ、この3種につきましては、生殖状況が不安定でありまして、急速な絶滅の恐れがあるということから、他の指定希少野生動植物種に比べまして、緊急に保護対策を実施する必要があるということで、選定しているものでございます。

2の保護回復事業計画に定める事項でございます。保護回復事業の目標、保護回復事業が行われるべき区域、保護回復事業の内容、その他保護回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項、以上4事項でございます。

3の今後のスケジュールでございます。本日、環境審議会への諮問でございます。8月中旬にパブリックコメントを行いまして、9月上旬に答申そして公表と考えております。

2ページ、3ページにつきましては、参考としまして、希少種保護条例の概要をお示ししております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### (浅野会長)

それではただいま、2つまとめて、御説明いただきました。

当審議会に対する諮問を2ついただいたわけでございます。最初の方の諮問は、特別保護地区の延長ということでございまして、東京から福岡に帰ってくる時に、飛行機の窓から見ていると、関門海峡を渡ったところで、石油備蓄基地が、下に見えるんですけども、この石油備蓄基地の横なんです。全く人が入ることのないような場所、ずっと前から特別地区として指定をしてきたわけです。

あの石油備蓄基地は、ちなみに日本でも最大級の備蓄基地で、あれがあるおかげで、中東からの石油の輸入が2、3日止まっても日本はビクともしないという国家的な備蓄基地がそこにありますけども、しかし幸いにもそういうものができたけれど、自然が全く荒らされていない。この保護地区が設定されているということになります。

2番目のお話は昨年、皆様方にも随分ご協力いただきまして、福岡県の条例を作ったのですが、その条例の最初の適用の仕事として今日この審議会に諮問を受けたということでござ



います。

2点の説明について何か御質問、御意見おありの方いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。いかがでございましょうか。

伊澤委員どうぞ。

(伊澤委員)

伊澤でございます、よろしく申し上げます。

最初の件について、御説明いただいた中に、生息する鳥獣類というのがございましたけれども、これは何か調査をされて、このリストができているのだと思います。いつごろどういう調査をされたのでしょうか。

(浅野会長)

記録が有りますか。

(自然環境課：新課長)

白島の話でよろしいでしょうか。

(浅野会長)

そうです。だいが保護地区としては、長い間、ずっと継続しているので、ひょっとしたら、かなり前のデータがそのまま載っているかもしれませんが、どうでしょうか。

(自然環境課：新課長)

鳥類の生息調査につきましては、平成24年度から、各鳥獣保護区を対象に、鳥類の生息状況調査をしております。平成27年、平成28年そして本年6月に、白島での調査を実施しております。そこで色々な鳥類の調査をやっているところでございます。

(伊澤公園鳥獣部会長)

ありがとうございます。まとめの中で、獣類ネズミは、たぶん外来のクマネズミとかドブネズミだと思います。このリストで希少な鳥類も外来種も一緒になっていますが、海鳥の繁殖地で外来のネズミがいるのは、おそらく生息阻害要因の最大のものになると思いますので、何かまとめ方を変えられたらいいと思います。鳥類の中でも例えばガビとか入っていますが、ガビは特定外来種になっていると思います。そのようなマイナス要因の方は、ちょっと別の項目にするか、別のマークを付けるかなど、まとめられた方がよろしいのではないかと思います。

(浅野会長)

分かりました。ありがとうございます。御注意をいただきましたので、今後、書き方については工夫をするように。また、細かい点は直接先生から、御指示をいただいて、事務局は対応してください。

(自然環境課：新課長)

分かりました。まとめ方は、工夫させていただきます。ありがとうございます。

(浅野会長)

他に何か。川崎委員どうぞ。

(川崎委員)

川崎です。資料の7ページ以降に、写真が載っていますが、今年の6月9日に調査されています。これは福岡県の鳥類生息調査の一環で、この白島調査を実施したんですけど、私もこれに調査員として参加した関係で、ちょっと状況を説明できればと思っています。

写真の、7ページの左側、3番目、上から3番目に港がありますけれども、これが備蓄基地の港で、今回の場合は、漁船をチャーターしての入港だったのですが、ここから入って、すぐその島の左側の所から、山に直登で上がっていくという非常に厳しい20mぐらい直登ですぐと上がって、そこから後、旧道に達してからずっと、山道があるという状態で非常に大変なところですよ。

ただ今は、ずっと人の手に影響されておらず、結構鬱蒼とした林ですけども、一応その中で、鳥の分布、生息状況として調査等、一応独自に、オオミズナギドリ、繁殖しているオオミズナギドリの生息、巣穴の調査を実施しました。行ったのが1日だけなので、時間的な制限があり、そんなに多くの巣穴調査というのはできなかったのですが、方形区を設定して、その中で調査したということで、6月9日ということで、オオミズナギドリが繁殖にはちょっと早いことで、まだ巣穴の中には卵とヒナとかそういったのは確認できなかった。

ただ、巣穴の中が結構、きれいに掃除されていて、夜にオオミズナギドリが帰ってくると、中をゴミとかを除けてしまうので綺麗なところは使っているのではないかとということで判断はしました。そういった使っているような巣をカウントして、ある程度の数が算出できればなということで考えております。9月も秋の渡りの時期の調査が予定されていますので、この時はまだ繁殖の途中で、まだ雛とかが残っている可能性が高いので、そういった中でどれだけの数が、巣として使っているかというのが把握できればなと思っております。これからも、今年まだ調査があり楽しみにしております。以上です。

(浅野会長)

川崎委員、ありがとうございます。他にございませんでしょうか、よろしいでしょうか。

次に諮問事項の2、福岡県の希少野生動植物保護の条例に基づく指定、保護回復事業の計画策定です。これについて何か御質問御意見ございますか。よろしゅうございますか。特段の御意見がないようでございます。

それでは、この2件につきまして、事務局の説明にありましたように専門性がございますのでこの審議会には公園鳥獣部会を設けておりますから、公園鳥獣部会で詳細な審議をしていただく。さらに、環境審議会条例の規定に基づいて公園鳥獣部会の決議をそのまま当審議会の決議にするとそういう取り扱いにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。御異議ありませんね。

特に諮問事項の2に関しては、どこに生息しているかということについての情報が出てまいりますと、乱獲される恐れがありますので部会を開くときには、部会長としては非公開の手续にされるようお願いをしておきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまの諮問事項については申しましたように公園鳥獣部会で審議をしていただき、部会の決議を持って同審議会の総会の決議に変えるという取り扱いにさせていただきますと思っております。

諮問事項についての審議は以上で終わりにさせていただきます。続きまして、これまでに当審議会から部会をお願いをして、そこで審議をしていただいた事項についての御報告御報告をいただくことにいたします。

まず、水質部会長の伊藤委員から、水生生物の保全に係る水質環境基準類型指定について、それから水質測定計画の策定について、この2件についてまとめて御報告をいただきたいと思っております。

#### (伊藤水質部会長)

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について御報告をいたします。お手元の資料3を御覧ください。

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定につきまして御報告をいたします。水生生物の保全に係る水質環境基準は、類型指定されることにより、その水域について環境基準が適用され、その達成状況が評価されるものであります。この類型指定について、水質部会において、県内河川を8水域に分け、海域も含めて平成28年からの5年計画で、審議を行ってきており、令和元年度までに、7つの水域の類型指定が行われました。

今回、8つ目の河川の水域である筑後川及び海域（筑前海、博多湾、唐津湾）の類型指定について、令和3年1月20日開催の環境審議会に諮問され、水質部会への付託を受け、書面審議を行いました。

審議の結果、原案のとおり了承され、令和3年2月26日から同年3月11日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。その結果、意見等はありませんでしたので、答申の手续がとられ、配付資料のとおり、同年3月15日に答申がなされております。以上です。

(浅野会長)

それでは資料の4もお願いします。

(伊藤水質部会長)

それでは続きまして、令和3年度水質測定計画の策定について御報告いたします。お手元の資料4を御覧ください。令和3年度水質測定計画の策定につきまして御報告いたします。

水質測定計画とは、県内の河川や海域などの公共用水域、及び地下水の水質測定について、国の機関や市町村とともに、統一的な視点から総合的に実施するため、水質汚濁防止法第16条に基づき、県が、例年策定しているものでございます。

今年度の水質測定計画の策定につきましては、先ほど御報告いたしました水生生物保全環境基準の類型指定に関する諮問事項と同様、令和3年1月20日開催の環境審議会に諮問され、水質部会への付託を受け、書面にて審議を行いました。水質測定計画におきましては、この水生生物保全に係る環境基準項目も、先ほど御報告しました類型指定に基づき、環境基準の評価項目として、この測定計画に盛り込んでおります。

審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行い、その後、答申の手続がとられ、配付資料のとおり、同年3月1日に答申がなされております。なお、その他報告事項として、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定計画及び常時監視の結果について、事務局より部会へ報告がなされました。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございました。

それでは、2件部会で決議をされたことについて御説明いただきましたが、何か御質問がございますでしょうか。水生生物の保全に関しての環境基準、これはずっと計画的に次々に河川を定めて類型を決めていくという作業がこれまでも行われておりまして、その延長線上のお話でございます。

環境基準、水の環境基準というのは、人の健康に関しての環境基準と生活環境に関する環境基準、その2つがあるわけですが、いずれも人間のことしか考えてないという基準だったんですね。それでやっぱりおかしいぞと、やっぱり生き物のために水があるなら、やっぱり生き物の生息ができるようにということを考えた環境基準もなくてはいけないのではないかと、という議論をだいぶ前からやっておりまして、ようやくそれが今から10年以上前ですが、通りまして、こういうようなものも環境基準にするということになったわけです。

ただ、若干その法律としては、生き物のために作ってあげる法律というのは存在しないですから、それも結局は人のためであるという理屈をつけて生活環境に関する環境基準という中に入れていけるけども、心は生き物のためにということを考えているんですね。

ですので、とても大事だと思いますが、現在4項目ぐらいのものが決められていて、そこ

で安心して生き物が住むことができるような水であるかどうかということが分かるようになっていくわけですが、本県も、大事なところはずっとこれまで基準を決めてきましたので、もうあとほんのちょっと残っているだけだと思いますが、かなり指定が進みまして、ここまで来ましたということですのでございます。よろしゅうございませうか。

それから水質測定計画は、部会長のお話にありますように水の汚れについての調査は県だけがやる訳ではなくて、国、河川管理者の国が直接やる場合とか、市町村が直接やる場合があるものですからダブったり、ずれたりするとおかしいので全体どうなっているかはちゃんと県でまとめておきなさい、というのがこの話でございます。

県がやりますということだけじゃなくて、どなたがおやりになるものも全体を一覧ができるようになっていて、ダブリが無いのか、あるいは落ちがないかということを見ていただくということは毎年の作業として行われているわけです。

予算がなくて、どんどん測定地点が減っているという全国的な状況の中で福岡県は比較的、測定地点が維持できているという、大変ありがたいことがこれまでも続いておりますが、ほぼ前年と同様の計画を進めるということは、確認されたということでございます。

よろしゅうございませうか。特に御質問ございませぬようでしたら、この2件については、部会の報告を御了承いただいたということにさせていただきます。

では、次に資料の5、6について伊澤部会長にお願いします。

#### (伊澤公園鳥獣部会長)

それでは公園鳥獣部会から2件まとめて御報告いたします。

この2つの案件につきましては、令和3年1月20日に当審議会に諮問がなされ会長から付託を受け同年2月3日に公園鳥獣部会を開催いたしました。

まず、資料5の北九州国定公園北九州市八幡東区大字大蔵における公園事業の変更についてでございます。資料5を御覧ください。

この案件は北九州国定公園内ですでに事業決定をしている園地事業について、草ソリ場を整備するために事業の変更を決定するものでした。審議の結果、諮問案の一部を修正して、審議会答申案とすることが了承され、2月19日から3月4日まで県民意見募集を行いました。意見は提出されませんでしたので、2ページの答申書の通り令和3年3月20日付で答申いたしております。

続きまして、資料6を御覧ください。耶馬日田英彦山国定公園(朝倉郡東峰村大字宝珠山)における公園事業の変更についてでございます。この案件は同公園内で既に事業決定をしている園地事業についてコテージを整備するために事業の変更を決定するものでした。審議の結果、これも諮問案の一部を修正して、審議会答申案とすることが了承され、2月19日から3月4日まで県民意見募集を行いました。意見は提出されませんでした。それで2ページの答申書のとおりで令和3年3月23日付で答申しております。公園鳥獣部会からの報告は以上でございます。

(浅野会長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告につきまして、御質問がおありの方は、挙手をお願いします。

よろしゅうございますか。特に御質問が無いようでございますので、この報告2件について御了承いただいたという扱いにさせていただきます。

では続きまして、温泉法に基づく動力装置の許可申請について御報告をいただけますか。糸井部会長どうぞお願いいたします。

(糸井温泉部会長)

温泉部会の審議の結果とそれに基づく答申について御報告をいたします。お手元の資料の7を御覧ください。なお個別の結果に関する審議内容につきましては、個人情報等を含みますので会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。

したがいまして傍聴者の方々への配布資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載にとどめさせていただいております。委員の皆様にもお配りしております資料につきましても、取り扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

それでは、1ページを御覧ください。

令和3年1月21日に諮問がなされ会長から付託を受けました、動力の装置の許可申請2件につきまして、同年2月24日に温泉部会を開催し審議いたしました。この動力の装置というのは、井戸から温泉水を汲み上げる、例えば、水中ポンプのようなものです。

次にその裏の2ページを御覧ください。2件ありますけれども、審議の結果、いずれの案件につきましても、許可に支障なしと決議いたしており、それに基づき、同年3月9日に答申がなされております。以上でございます。

(浅野会長)

ありがとうございます。それでは、ただいまの温泉部会の御報告につきまして、御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますか。特段御質問が無いようでございます。これもご了承いただいたということにさせていただきます。

それでは、報告案件の最後になりますが、先ほどの新しくできました本県条例に基づいてどの野生動植物を希少種として指定したかということにつきまして、伊澤部会長から御報告をいただきます。

(伊澤公園鳥獣部会長)

伊澤でございます。それでは希少野生動植物種の指定について御報告いたします。

資料8を御覧ください。

これは福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例、第9条第1項の規定に基づき、知事が指定することができることとされております指定希少野生動植物種の指定をするものです。本件につきましては、1ページ目にありますように令和3年1月20日に諮問がなされ、会長から付託を受け同年2月3日に公園鳥獣部会を開催し審議を行いました。

審議の結果、指定案の21種を審議会答申案とすることが了承され、2月19日から3月5日にかけて、縦覧したところ6件の意見が出されました。しかしそれは対応を要する意見ではありませんでした。その後、縦覧期間中に植物のクロモジの取り扱いについて新たに検討を要する事由が発生したために、2ページの答申書の通り20種、1種減らして20種を指定希少野生動植物種に指定することが適当であると3月23日付で答申しております。公園鳥獣部会からの報告は以上です。

(浅野会長)

ただいま御報告いただきましたが、御質問ございますでしょうか。  
よろしゅうございますか、門上委員どうぞ。

(門上委員)

質問させてください。例えば、植物の場合は生息環境がそこだけではないでしょうけど、野生生物の場合は生息環境自体を保護しないとそこに生息する植物や動物にしろ、持続可能ではないわけですけど、それとの関係はどうなのでしょう。指定することが、その環境を保全するというところにどのようなつながっていくのでしょうか。

(自然環境課：新課長)

自然環境課でございます。まず指定することによりまして、捕獲の禁止とか所持の禁止は禁止条項がございます。それによりまして、捕獲は減るということは期待される効果だと思っております。そして、指定されました種につきましては、調査を引き続きやっけていきまして、その生息状況などを観察していき、減るといようなことがあれば、保護回復計画などを考えていくということになります。

(浅野会長)

よろしいですか。つまり、この条例は法律にあるように地域指定までガチガチと決め込むということにはなっていて、種を指定して保護計画の中で面的の広がりについても取り扱いはするが、ゾーニング的な規制は特に条例の中には入れてないという、そういう御説明だったと理解してよろしいですか。

(自然環境課：新課長)

はい。種を指定しまして、いろんな規制がございます。そして保護回復計画で種を増やす

という努力をします。そして、さらに地域、生息地の保護に関する規則で生息地と保護区を設ける制度がございます。

そこにしかいないというようなもの、そこを守らないと絶滅してしまうというような場合は、その保護区を指定しまして、いろんな制限をかけていくと、その土地所有者に対してとか、入り込む人たちに対する制限を設ける制度がございます。場合によってはそういうことも検討していくということになるかと思えます。

(浅野会長)

必要な場合にはゾーニングを手法の中に用意しているが、現段階ではまだそこまで一緒に指定をすることはやってないということですね。

(自然環境課：新課長)

現段階ではしておりません。

(浅野会長)

今後もし必要性が出てきた場合、そこにまで至る可能性はあるという理解でよろしいですね。

(自然環境課：新課長)

今後そういうことがあれば、検討していくことになるかと思えます。

(浅野会長)

よろしいですか。他に何か御質問ございますでしょうか。伊澤部会長いかがですか、審議をされてみた御感想は。本県の状況はかなり危ない状態でしょうか、今から頑張れば何とかなりそうですか。

(伊澤公園鳥獣部会長)

そうですね、パブリックコメントでも、今回の指定についてのことはございませんでしたが、もっと他にも色々な種についてこれから先進めてほしいとの御意見たくさんいただきましたので、まだまだ続けていかなければいけないと思っております。

(浅野会長)

どうぞ引き続き折を見てご検討ください。ありがとうございました。

(浅野会長)

それでは、部会の決議の報告については以上でございますが、全体を通じて、さらに御質



問ございますか。よろしゅうございますね。それでは、その他の報告に移ります。これは現在審議中のものが2つ、それから、今年度の環境部が取り組もうとしている内容についてということでございまして、いずれも重要でございますので1件ずつ御説明をいただきます。ではまず、地球温暖化対策実行計画の進捗状況についてお願いいたします。

(環境保全課：高橋課長)

環境保全課でございます。地球温暖化対策実行計画の進捗状況について御説明をさせていただきます。失礼して座って説明をさせていただきます。資料は資料9に沿って、御説明をいたします。1ページ目の下スライド番号でいきますと、2番でございます。

本計画は県民、事業者、行政などの主体が積極的に地球温暖化対策に取り組むための指針として、平成29年3月に策定をしたものでございまして、地球温暖化対策推進法及び気候変動適応法に基づく法定計画として策定をされたものでございます。

本計画は社会情勢の変化に対応するためにおおむね5年毎に見直しを行うこととしておりまして、本年1月の環境審議会で諮問をさせていただき、現在も委員会で御審議をいただいているところでございます。本日は、現行計画の進捗状況ということで御報告をさせていただきます。

本計画の、期間は2017年度から2030年度までとしておりまして、次のページを開いていただきますと、数値目標といたしまして、2013年度を基準年として、2030年度における温室効果ガスの排出量を26%削減するという計画を掲げてございます。

また、この計画では部門別に目標を掲げており、家庭部門は世帯当たりのCO<sub>2</sub>を、41%削減、事業者は床面積当たりのCO<sub>2</sub>を44%削減、自動車につきましては、1台当たりのCO<sub>2</sub>を24%削減するという目標を掲げてございます。

続きまして、スライド番号4番でございます。本県における温室効果ガスの排出量の推移を示しております。2030年度の削減目標26パーセントのところ、最新の2018年度データで基準年度であります2013年度と比べまして、17.3%削減しているという状況で5年連続削減が進められております。

次のスライド5ですが、本県の二酸化炭素排出量の部門別の構成を示してございます。全国での割合と比較いたしまして、産業部門及び工業プロセス部門の割合が高く、全体の6割弱を占めているというのが特徴でございます。次にその下でございますが、本県の家庭部門におけます二酸化炭素排出量の推移を示してございます。

2018年度の排出量は削減目標41%に対しまして、49.3%削減となっております、現時点で目標達成していることとなります。

次のページをお開きいただきまして、スライドの9です。業務部門におけます二酸化炭素排出量の推移でございます。2018年度の排出量は削減目標44%のところ、46%削減となっております、これにつきましても、目標を達成しているという状況でございます。

次のページをお開きいただきまして、スライド11。自動車部門におけます二酸化炭素排出

量の推移でございます。2018年度の排出量は削減目標24%に対しまして、9.3%の削減となっております。

その下でございますが、本県の家庭部門及び業務部門におけます二酸化炭素排出量が大きく減少した要因といたしましては、省エネ意識の高まりですとか、省エネ機器の導入が進みまして、エネルギー消費量が減少したことに加えまして、玄海原子力発電所3号機、4号機の再稼働等によりまして、電気の二酸化炭素排出係数が大幅に改善したことが大きな要因となっていると考えております。

スライドの16ページ以降につきましては、これまで県が取り組んできました施策の進捗状況を政策体系ごとに示したものでございます。詳細の説明は割愛させていただきますが、ここまで見てきましたようにCO<sub>2</sub>の削減につきましては、ここまで順調に進んできたとはいえるとは思いますが、現在見直しを進めております新たな計画におきましては、削減目標を大幅に引き上げることとなる予定でございまして、新たな目標を達成するためには現行の施策を強化いたしまして、なおかつ実効性のある新たな政策を追加したうえで、県を挙げて様々な分野での対策に取り組む必要があるというふうに考えております。説明は以上でございます。

#### (浅野会長)

どうもありがとうございました。それでは地球温暖化対策実行計画、現計画について、現在改定の作業しておりますが、改訂作業前の計画、従って2030年の目標は26%という数値で目標を決めているものでございますが、これについての進捗状況はおおむね順調であると、説明いただいたところでございます。

何か御質問御意見、あるいはさらに現在検討中の実行計画に対しての御要望などございましたらお聞かせください、いかがでございましょうか。門上委員どうぞ。

#### (門上委員)

現在の計画では問題なく進んでいると言うことですが、2050年までには温暖化ガスの排出量をゼロにすることは非常に難しい。おそらく福岡県だけではどうにもならないと思います。

今回の現状の進捗状況を見ると、原子力発電所の貢献がすごく大きいですが、原子力発電所の取り扱いが非常に不確かです。廃炉を40年から60年に延ばしても、新設することができるのかどうか、今の状況では、国民の理解が得られない可能性がある。新しい計画の作成時にはプランBとかプランCとかいうような形で、原発がないような状態で達成できるような案も考える必要があるのではないのでしょうか。原発を入れるかどうかは、国の政策、国の方針によるので県としてどうしようもないかもしれませんが、原発の取り扱いがキーポイントなので、計画策定に当たっては、そういうところまで考えてやらないと、万が一できなかった時に大変なことになると思います。

そういうプランB、プランCというものがあれば、そういうことまで、技術の進歩もある

でしょうから、それをどう考えるか非常に難しいでしょうが、そういうようなことも考えていただきたい。私は、はっきり言って我々はこんなに豊かな生活はできない、今みたいな生活を続けることはできないのではないかなと考えているので、ぜひそういうとこまで考えてやっていただきたいなと思います。

(浅野会長)

御意見として承っておきます。池山委員どうぞ。

(池山委員)

池山と申します。先ほど門上委員が仰ったように、国の方針としては、原子力を再稼働させてとか、また新たに作ってという方向が見え見えですけれども、CO<sub>2</sub>は確かに削減できても、非常に危険な核ごみ処理のこととか、事故が起こった時のことなどを考えると非常に危険性が高いと思います。福岡県とかは特に潮流を再生可能エネルギーとして見込めますし、持続可能な社会を構築していこうという意味では、再生可能エネルギーを利用するのが1番ではないかなと思います。それで十分にまかなえるだけのものはできるのではないかと私は個人的に思っていますので、何とかそういう方向で頑張っていけるようにならないかなと切なる望みを持っております。

(浅野会長)

ほかにございませんか。井上委員どうぞ。

(井上眞理委員)

前半のデータは2018年度までデータ、棒グラフ、折れ線グラフが示されていますよね。ところが、それに対して後半の方は、2019年度までとか、さらに後ろの方の参考資料の表に書いてあるのは最新のデータ、令和2年度までのデータが出ているのですが、少なくとも進捗状況をこの審議会では知る上で、最初の前半の方のデータが2018年度までは古いのでは。

2019年のデータを是非知りたいところですが、これが示すことができなかった理由について教えていただきたいというのが1つ。それからもう1つは、例えば、CO<sub>2</sub>の排出量の推移が2018年度でも非常に良い傾向というか、下がってきていますが、これはその電力の排出係数の低下等に伴いという理由ですが、電力の排出係数ということについて少し説明をしていただけますでしょうか。

(環境保全課：高橋課長)

まず1つ目の二酸化炭素排出量の推移の統計が2018年度である理由ですが、二酸化炭素の排出量ですとか、温室効果ガスの排出量は様々な統計データを基に推計をして算出をいたしております。その元となるデータは、国の方で統計がまとまるのに、1、2年とかかるもので

すから、その統計が出ている最新のものを使ってできるのが1番新しいデータであり、2018年が最新のデータということになります。ですので、若干遅れた形での推計にしかならないという事実がございます。

2点目の御質問の電気の排出係数でございますが、電気を使用した場合にどれくらい二酸化炭素が出るかといいますのは、その電源、その電気を発電するのに、どういった燃料を使っているか、その電源が何かということによってCO<sub>2</sub>の発生量が変わってまいります。例えば、その火力発電所ですと、CO<sub>2</sub>をたくさん発生しますし、再生可能エネルギーですと、排出量がゼロということになります。

この地域ですと、九州電力㈱がメインになるとと思いますが、九州電力㈱の電源構成によりまして、このCO<sub>2</sub>の排出ケースが変わってまいりまして、電気使用量にその排出係数をかけることによって、二酸化炭素の排出量が算定されます。従いまして、その電源構成の中で再生可能エネルギーが増えていきますと、排出係数が下がっていきますので、計算上は二酸化炭素の排出量が減っていくというような計算になります。

(浅野会長)

よろしいですか、ほかに御意見御質問はございませんか。後藤委員どうぞ。

(後藤委員)

後藤です、よろしくお願ひします。教えていただきたいのですが、県内のPHV、EV、FCVの導入状況を見ますと、順調に伸びてきているように見えるのですが、この中で燃料電池自動車は2012年に4台ですから、今の109台っていうのは劇的に伸びていると思えますが、そもそも数が少ない。どうして数が少ないのか、また、どういうところが導入の障害になっているのかを教えてくださいたいと思います。

(環境保全課：高橋課長)

おそらくでございますが、値段が高いというのが1つあると思います。それと2つ目には、燃料を補給するための水素ステーションの数自体が少ないので、そういうインフラが整っていないというのも1つの理由かと思ひます。

ですので、いかにコストを下げるかというところとインフラの整備というのは大きな課題だというふうには認識しております。

(浅野会長)

よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませぬか。

それでは、御質問はその程度のごようでございます。先ほどから、御指摘をいただいている点について、今後の計画をつくる上の問題ということはあるわけですが、県の計画として県がどこまでできるか国の政策に左右され、あるいは事業者の取組に左右される部分と県の施

策の中で実現できることと、この2つははっきり、見極めを付けておかないといけないと考えています。

県の施策で動かせるものについては、精一杯それで動かせる可能性を考えながら、そういう時にもどのぐらい、という見通しを立てることもできますが。国の政策でしか動かないようなものについては、これらの国の政策の思惑どおりにいくかどうかということになりますから、うまくいかなかった時に県に責任をされても困る。

つまり、オリンピックがうまくいかないから、それは東京都の責任だということと同じことになりますので、そういうことにならないようにということを考えております。

本県自前の再生可能エネルギーで本県の需要を満たすことができるかどうかということについては、これは、検討することは可能ですが、実はなかなか難しいものがあると思いますね。例えば、松浦にある石炭火力が大体福岡市の電気の使用量をほぼ一手に引き受けてくれるという計算になるんですね。そのぐらいの感じになりますから。なかなか県として、どこまでできるかということについては考えざるを得ない。いくつかの与えられた条件の中でどうなるかということを検討しながら、次の計画を練っていくことになるだろうと、そのように考えておりますので御了解いただければと思います。

次回以降にまた計画については、御報告ができると思います。それでは、次に本県の環境総合ビジョンについて報告をいただきたいと思います、資料の10です。

#### (環境政策課：城石課長)

環境政策課でございます。福岡県環境総合ビジョンにつきまして、お手元の資料10に沿って御説明をいたします。環境総合ビジョンにつきましては、昨年度の第3回目の審議会を书面開催にて実施させていただいた際、令和4年度から取り組む新たなビジョンの策定について諮問をいたしました。

浅野会長に御相談させていただきました資料のとおり、浅野委員長のほか5名の専門の方々に委員をお願いいたしまして、検討を進めております。これまでに、5月11日に第1回目の専門委員会を開催いたしまして、本日この審議会の後に2回目の会議を予定しております。1枚めくっていただきまして、次のページに概要をまとめております。御覧ください。ビジョンの位置づけとしましては、県全体の目指すべき姿を実現するための方向性を示す福岡県総合計画と整合しました、環境部門における将来像の具体化のため策定をするものです。

計画期間は、令和4年度からの5年間としております。総合計画の計画期間と同期間としております。ビジョンの構成といたしましては、第4次のビジョンから引き続き7つの柱を設定することとしております。

この7つの柱の中で地球温暖化対策につきましては、第4次では低炭素社会の推進と設定をしているところですが、次期ビジョンにおきましては、一層強力に推し進めていくべき分野と考え脱炭素社会への移行と改めることとしております。

次のページをお願いいたします。7つの柱ごとに、目指す姿、現状と課題、政策の方向指

標及び重点的に推進する取組等を掲載することとしております。

また、重点的に推進するプロジェクトにSDGsゴールターゲット関連図を引き続き示すこととしております。次に次期ビジョンにおいて重点的に検討すべき課題としてきた記載をしております。お時間の都合上一つ一つの説明は割愛をさせていただきますが、地球温暖化をはじめ、プラスチックごみ問題、食品ロス問題、生物多様性の悪化などが国際的にも大きな課題となっております。これらの重要課題をはじめとするさまざまな課題につきまして、専門委員会で議論をいただきながら検討を進めてまいります。

次のページには、福岡県総合計画のほか環境分野に関する各計画との関係を示しております。最後に恐れ入りますが、資料の1枚目にお戻り下さい。ビジョン策定の今後のスケジュールについてお示しをしております。今後は、本日の第2回専門委員会そして9月に第3回を開催いたしまして、答申の案について御審議をいただき、10月にはパブリックコメントを実施するための案を取りまとめることとしております。その後、11月にダブリコメントを実施いたしまして、12月に第4回目の専門委員会を踏まえまして、来年1月に御答申をいただくことで3月に公表というスケジュールを考えております。以上が環境総合ビジョンについての説明となります。

#### (浅野会長)

ありがとうございました。それでは県の環境基本計画ということになるわけですが、環境総合ビジョンの見直しですね。残り後5年間どうするかということで見直しをしたい。とりわけ今、喫緊の課題となりつつある脱炭素社会ということについて、どこまで入り込めるか、ということを考えながらその見直しを進めるということによって現在作業を進めているところがございます。この環境ビジョンにつきまして、御質問御要望ございましたら承りたいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。門上委員、どうぞ。

#### (門上委員)

このビジョンの中に、経済社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進が書かれています。私も大学に勤めておりまして、大学というのは、人づくりを行い、また新しい技術などを開発することが役割ですが、最近はそのに係わる予算が大きく削られて、なかなか実施できなくなっている。

特に基礎研究ができなくなっているというのが、日本全国の大学の現状であり、将来の日本の技術力、そういうものを低下させる大きな原因になっていると思います。今後新しい計画をつくるにしても、温暖化対策をしようとしても新しい技術だとか、従来の技術を超えた新しい創造を伴う技術ができないと、なかなかその実現は難しいような気がいたします。

特に、温暖化だけではなくて、生態系を保全するにしても、ブレークスルー、バリアを越えるような技術開発だとか、研究が必要だと思います。是非、県としても独自の研究開発予算などを付けて、大学や民間企業等の人材育成や技術開発を支援していただきたい。予算に

絡むことでなかなか難しいと思いますが、ぜひそういうところも考えていただきたいです。

(浅野会長)

ありがとうございました。御要望として承っておきます。森本委員どうぞ。

(森本委員)

森本と申します。県の環境白書の201ページについてです。本県では、福岡県環境総合ビジョンを環境教育等促進法に基づく行動計画と位置づけ、さらなる環境教育の充実を図る取組を進めていると書いてあります。それを見た時私は、この総合ビジョンそのものは、すべて環境教育と促進法に基づく行動計画かと思ったのですが、そうではないんですよね。その環境教育の部分だけの話ということですか。

(環境政策課：堺企画調整班長)

事務局から、御説明をいたします。本件に関しましては、環境教育そのものだけについての計画ということは、森本委員が仰るとおり作ってはいません。しかしながら、環境総合ビジョンの方には、環境教育に関する取り組み方を書いていくことで、環境教育に関する計画という形で扱わせていただいているところを、環境白書に説明をしているところです。

(森本委員)

分かりました。そういうことですね。

(浅野会長)

この計画の中では、どういうふうなことを考えているかと言うと環境の、持続可能な社会実現のために、地域をつくる人をつくると書いてあります。これはワンセットですが、人づくりというのがいわゆる環境教育と言われているものも含むものです。

しかし、私どもは実は環境教育という言葉は、教えてやろうという、上から目線の言葉であるような感じもしております。むしろ環境については、教えてやろうじゃなくて、自分で学ぶ必要があるから、学習が必要だと思っておりますので、環境教育・学習という言い方をするようにしたほうが良いと考えています。そして、それだけでなく、地域を育てる人を育てる、人を育てる地域を育てる、これをワンセットで考えなきゃいけないという考え方から、地域づくり・人づくりという考え方をより強調したいと考えています。

そして人を育てる時に、教育学の知識だけで人を育てられません。ここで大事なことは、環境についての認識です。それはここにあるすべてのテーマ。脱炭素社会づくりであれ、循環型社会であれ、自然共生であれ、公害防止であれですね。そういうような内容をしっかり理解しないとイケない。

だから、環境ビジョンの中に書かれていることが実は人づくりの時のコンテンツ、中身で

す。ですから環境ビジョンということ掲げ、さらに地域づくり人づくりを県も一生懸命やります、ということを行っているのでこれ以上強力な環境教育・学習についての計画はないと考えています。

#### (森本委員)

分かりました。私も思っていることは浅野先生と同じです。つまり、市民又は市民NPOのエンパワーメントを推進してほしいと思っています。先生がおっしゃるようにその偉い人が、何か上から目線で教えるということではなくて、今は、すでにあらゆるステークホルダーが市民同士で学び合う、市民同士で教え合う、そういう時期に来ている。

ですから、環境NPOも今もどんどんできていますし、本当に地道に市民の方々が活動をやってらっしゃる。それで、そういう市民又は市民団体をエンパワーメントするために、昨日も専門委員会です言ったのですが、この環境教育等促進法には、環境の体験の機会の場を認定するとか、いろんな形で、エンパワーメントしようとする制度がある。人材育成とか、それから環境教育を支援するとか。

だからそういう制度も十分利用して、今こそ市民の方々をことごとく拾い出して、皆さん方で学びあってもらいたいと思う。1つの問題は、市町村の中に温度差があるということです。特にまた幼児教育から、環境教育は伝えることだと言います。家庭の中で伝え合っていないかなければならない、もちろん市民の中でも伝え合っていないかなければならない。そこをぜひこの中で、支援、サポート、推進するような形にしていきたいと思えます。

#### (浅野会長)

ありがとうございました。ほかにございませんか。よろしゅうございますか。環境総合ビジョンの策定作業は現在進めておりますので、引き続き御意見を踏まえながら検討を進めていくことにいたします。それでは、最後になりましたが、今年度の環境部の主要事業について、事務局から御説明いただきます。

#### (環境政策課：城石課長)

環境政策課でございます。令和3年度の環境の主要事業につきまして御説明させていただきます。お手元の資料11を御覧ください。ページをめくっていただき資料の右下に1と番号を記しておりますところの10の事業について御説明を紹介させていただきます。

次の2ページからが事業の概要となります。

はじめにアジア自治体間環境協力推進事業でございます。主な取組は、国際環境人材育成研修、国際環境協力事業、県内環境技術の海外への情報発信でございます。資料にお示ししております、国地域の行政職員を対象といたしました研修や実務ノウハウの提供を行います。現状はコロナ禍にありますので、オンラインで実施をしております。また、県内の環境関連技術を有する企業をまとめたガイドブックを活用して、情報発信をいたします。



3ページをお願いいたします。

地球温暖化対策実行計画策定事業でございます。県の地球温暖化対策実行計画を新たに策定いたしまして、温室効果ガスの削減目標や県民、事業者、行政などの各主体の具体的な取組を提示いたします。改定に当たりましては、ただいま専門委員会において御審議をいただいております。検討を重ねまして、パブリックコメントを経て、今年度中の策定予定でございます。

次の4ページは石綿飛散対策強化事業でございます。

大気汚染防止法が改正され、本年4月からすべてのアスベスト含有建材が規制対象となりました。本県が製作いたしましたVR映像は天井裏の調査場面や事故の発生をデジタル映像で再現しており、ヴァーチャル空間で調査の模擬体験が可能です。講習会を実施いたしまして、事業者の調査能力と県職員の監視能力の向上を図ってまいります。

また、大規模工事や住宅密集地での工事では、大気環境中のアスベスト濃度を測定いたしまして、周辺地域の安全安心の確保を図ってまいります。

5ページをお願いいたします。

食品ロス削減推進事業でございます。資料の(1)から(3)のこれまでの取組に加えまして、令和3年度は(4)の地域における体制の強化を図ります。学習会でエコ・クッキングなどの実践的な講義ができる人材の育成、及び生鮮食品が食品ロスとならないよう、社会福祉協議会等の団体を通じて、必要な方に届けることができる体制構築のための指針作成に取り組みます。

次の6ページをお願いいたします。

プラスチック資源循環促進事業でございます。資料の(1)から(3)のこれまでの取組に加えまして、令和3年度は大規模商談展示会におきまして、バイオプラスチック等のプラスチック代替品を販売する企業の特設ブースを設置いたしまして、PRいたします。代替品の利用促進やゴミ削減意識の浸透を図ってまいります。

次の7ページをお願いいたします。

浄化槽整備促進事業でございます。市町村が行う浄化槽整備事業に対し、県から補助を行うものでございます。令和3年度は7市町で市町設置型の浄化槽の整備、46市町村で個人設置型の浄化槽の整備を実施する予定です。

次の8ページは、災害廃棄物仮置き場運営研修事業でございます。

災害廃棄物が発生した場合に、早期に適正に処理できるよう市町村職員の実践的な対応能力の向上を図ります。被災時には速やかに災害廃棄物仮置き場が設置され、適切に運営がなされるようマニュアルを作成することとし、市町村職員への研修に活用してまいります。

9ページをお願いいたします。

希少野生生物保護推進事業でございます。先ほど伊澤公園鳥獣部会長からお話をいただきましたとおり、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例に基づいて指定いたしました動植物種について、保護回復事業計画の策定計画に基づく保護回復事業の実施、生息生育状況を把握するための調査及び指定種の違法捕獲等が疑われる案件に対しての立入調査を実施

することにより保護促進してまいります。

次の10ページは里地里山生態系保全推進事業でございます。

ワンヘルス推進の観点から、自然環境の保全を図るため、里地里山におきまして、野性動物の生息状況や、その周辺環境の調査を行い、その結果を里地里山の保全、再生のための施策に反映させてまいります。

11ページをお願いいたします。

生物多様性情報総合プラットフォーム構築事業でございます。県の希少野生生物や環境保全団体の活動等の生物多様性に関する情報を一元的に発信するプラットフォームを構築するものです。情報発信により、意識啓発、理解促進を図るとともに、県民や活動団体等の各主体間の連携を促して、生物多様性の保全を推進してまいります。今年度の環境部の主な事業のご紹介は以上となります。

(浅野会長)

ありがとうございました。環境部はそんなに多くはないわけですが、一生懸命頑張っていることをやりたいという話でございます。御質問御要望ございましたらお受けいたしますが、いかがでございましょうか。川崎委員どうぞ。

(川崎委員)

川崎です。10ページの里地里山生態系保全推進事業の関係ですけれども、一応この事業の中では、大野城市トラストの森とか、太宰府市民の森を、対象地域としていますが、例えばこの事業が一応完結したらまた別の箇所に対象地域を広げていくという計画でしょうか。ここだけの特別事業ということなのでしょうか、そこを確認したい。

(自然環境課：新課長)

自然環境課でございます。まず、3年間この地域でその調査をやってみまして、この地域の結果、他の地域でも同じようなことが言えるかどうかなどを、その後どうしていくかを検討していくことになろうかと思えます。まずは3年間、この地域でということであります。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。パイロット事業的なものだというふうに御理解いただければと思います。渡邊委員どうぞ。

(渡邊委員)

渡邊です。差し替えの資料2ページについて質問です。海外でのこの環境協力に関する事業については、とてもいい内容だと思いますし、内容に比べると少ない予算でよくやられているなと思います。今年度は、新型コロナウイルスということで、実際に人が動かない、あ

まりお金を使わないのかもしれませんが、今後のことを考えると、予算が少ないと思います。その中で北九州にJICAのボランティアがあります。国の事業と、この県の事業は当然ながら重複するところがあります。国は国で、県は県だから別々にやればいいんだというわけではないはずなので、おそらく一緒にやっているところがあれば、そこにはシナジーがあるだろうと思います。質問は、この北九州の事業は国の事業とどれぐらいオーバーラップしていて、どれぐらい一緒にやろうと考えておられるのか、ということです。

(浅野会長)

ありがとうございました。お答えをお願いいたします。

(環境部：迎田次長)

アジア自治体間環境協力推進事業ですが、渡邊委員御指摘のとおり、このメニューの中には国の事業とオーバーラップしたものは、今年度につきましてはございません。しかしながら、かつては、中国に対しての大気改善事業といった国の10分の10、国が予算を100%出している事業がございました。福岡県は江蘇省と友好提携都市として協定を結んでいますから、江蘇省向けに事業に取り組んだことはございました。

(浅野会長)

要するに今では重複はなくて、これは県の単独事業でやっているということですね。

(環境部：迎田次長)

そのとおりです。

(浅野会長)

渡邊委員の御指摘は、どうせやるのだったらJICAとの連携とか、国でやっている事業との連携といったような形で、シナジー効果を上げることができないかというお話ですね。これはどうですか。

(環境部：小磯部長)

フエ省の福岡方式処分場の建設を今行なっていますけれども、これについては、JICAの事業も活用しています。活用できることはしっかり活用して、やっていきたいというふうに考えているところでございます。

(浅野会長)

よろしゅうございますか。

それと、せっかく来られた時に県だけで、トレーニングするのは限界があるから当然大学に

お願いするとか、北九州にあるJICAに協力をお願いするとか、あるだろうと思います。実際にはプログラムを組む上でも、県内に存在する様々なリソースを有効に使えるだろうというのは、たぶん渡邊委員のおっしゃりたいことだろうと思うので、それ以外のところも十分に留意してほしいということで聞いておいてもらえますか。

(環境部：小磯部長)

しっかり連携や協力を得て進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

(浅野会長)

よろしいですか、ほかに御質問御意見ございませんか。井上委員どうぞ。

(井上眞理委員)

井上です。渡邊先生の質問と同じ項目ですが、2ページの差し替えの資料が机上にありましたが、今年度は人材育成研修でオンライン研修を実施する。それにもかかわらず、予算としては差し替え以前の資料と全く同じ金額が、書いてありますが、これはどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。2点目の質問は、そのあとお尋ねします。

(環境政策課：城石課長)

予算額につきましては、当初予算の額を示させていただいております、その執行につきましては、その状況によって執行残が生じることもございます。あくまでもこれは当初予算のものでございまして、オンライン研修であれば渡航費用等が当然かかりませんので、その分は執行残として残ることになります。

(環境部：小磯部長)

すみません、補足をさせていただきます。令和3年度の当初予算を組む場合は、令和2年度中に計画を立てるわけですが、新型コロナウイルスの状況が不明確ということもありまして、コロナがある程度収まって海外も行けることも想定して作っている関係から、基本的に同じ金額になっているという面もございます。今年度に入り、直接行くのはやはり無理だなということで、昨年と同様、オンラインでの形式にならざるを得なかったということが実態でございます。

(井上眞理委員)

あと1つすみません、短い質問ですけれど、6ページの企業概要の(2)のところではリサイクル施設整備に対しての5000万円ほどの予算についてですが、これは上限額が5000万円ですのでおそらく1件か2件に、助成というふうに考えられると思います。福岡県では、リサイクル施設がいったい何件あるのでしょうか。該当する施設について把握されていれば教えてい

ただきたい。

(循環型社会推進課：鐘ヶ江課長)

該当する施設についてでございますが、基本的には廃棄物の中間処理というか、そういったところをしている事業者、それ以外にもリサイクルに取り組まれる事業者がいらっしゃるかと思います。具体的に何社ぐらいリサイクルに取り組まれているか、特にプラスチックに取り組まれている事業者数を把握はしていませんが、県内事業者で、ある一定、プラスチックのリサイクルに取り組まれている事業者がいらっしゃることは把握しているところでございます。

(井上眞理委員)

是非、数は把握していただきたいと思います、よろしくおねがいします。

(浅野会長)

他にございませんか。よろしゅうございましょうか。それでは、このテーマについても以上で打ち切らせていただいてよろしいですか。ありがとうございます。その他の報告についてすべて報告を受けたということにいたします。それでは、本日お諮りすることは以上でございます。

事務局からどうぞお願いします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

浅野会長議事の進行ありがとうございます。委員の皆様におかれましては、熱心にご新居をただけまして、ありがとうございます。

当審議会での御意見を十分に踏まえ今後の施策を進めてまいりたいと思います。また今後ともなお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。これをもちまして、令和3年度第1回福岡県環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございます。

(浅野会長)

それでは、どうも本日はありがとうございます。次回もよろしくお願いいたします。